

令和4年5月
令和4年第3回栃木市議会臨時会
議 案 書

栃 木 市

番 号	件 名	
報告第 1 号	専決処分事項の報告について (損害賠償の額の決定)	1
議案第 4 4 号	市長の専決処分事項の承認について (栃木市税条例の一部を改正する条例の制定)	3
議案第 4 5 号	市長の専決処分事項の承認について (栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定)	9
議案第 4 6 号	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	15
議案第 4 7 号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	16
議案第 4 8 号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	17
議案第 4 9 号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	18
議案第 5 0 号	固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて	19
議案第 5 1 号	公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	20
議案第 5 2 号	公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	21
議案第 5 3 号	公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	22
議案第 5 4 号	監査委員の選任につき同意を求めることについて	23

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、
別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

令和4年5月17日提出

栃木市長 大川 秀子

専決第1号 損害賠償の額の決定に関する専決処分

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

令和4年2月25日

栃木市長 大川 秀子

令和3年12月16日、栃木市岩舟町静地内において発生した公用車による物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

栃木市岩舟町静地内居住者

2 損害賠償の額

30,000円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

市長の専決処分事項の承認について

栃木市税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和4年5月17日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市税条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分書

栃木市税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

令和4年3月31日

栃木市長 大川 秀子

栃木市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第17号

栃木市税条例の一部を改正する条例

栃木市税条例（平成22年栃木市条例第64号）の一部を次のように改正する。

第34条の7第1項第1号オ中「（所得税法施行令の一部を改正する政令（平成20年政令第155号）附則第13条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされる改正前の所得税法施行令第217条第1項第2号及び第3号に規定する民法法人を含む。）」を削る。

第48条第9項中「第321条の8第60項」を「第321条の8第62項」に、「同条第60項」を「同条第62項」に改め、同条第15項中「第321条の8第69項」を「第321条の8第71項」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第16項」を「附則第15条第15項」に改め、同条第4項中「附則第15条第27項第1号イ」を「附則第15条第26項第1号イ」に改め、同条第5項中「附則第15条第27項第1号ロ」を「附則第15条第26項第1号ロ」に改め、同条第6項中「附則第15条第27項第1号ハ」を「附則第15条第26項第1号ハ」に改め、同条第7項中「附則第15条第27項第1号ニ」を「附則第15条第26項第1号ニ」に改め、同条第8項中「附則第15条第27項第2号イ」を「附則第15条第26項第2号イ」に改め、同条第9項中「附則第15条第27項第2号ロ」を「附則第15条第26項第2号ロ」に改め、同条第10項中「附則第15条第27項第2号ハ」を「附則第15条第26項第2号ハ」に改め、同条第11項中「附則第15条第27項第3号イ」を「附則第15条第26項第3号イ」に改め、同条第12項中「附則第15条第27項第3号

ロ」を「附則第15条第26項第3号ロ」に改め、同条第13項中「附則第15条第27項第3号ハ」を「附則第15条第26項第3号ハ」に改め、同条第14項中「附則第15条第30項」を「附則第15条第29項」に改め、同条第15項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第16項中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改め、同条第17項中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改め、同条第18項中「附則第15条第46項」を「附則第15条第43項」に改め、同条中第20項を第21項とし、第19項を第20項とし、第18項の次に次の1項を加える。

19 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

附則第10条の3第8項中「熱損失防止改修住宅」を「熱損失防止改修等住宅」に、「熱損失防止改修専有部分」を「熱損失防止改修等専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改め、同条第10項中「特定熱損失防止改修住宅又は」を「特定熱損失防止改修等住宅又は」に、「特定熱損失防止改修住宅専有部分」を「特定熱損失防止改修等住宅専有部分」に、「熱損失防止改修工事」を「熱損失防止改修工事等」に改める。

附則第12条第1項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあっては、100分の2.5）」を加える。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（固定資産税に関する経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の栃木市税条

例の規定中固定資産税に関する部分は、令和4年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和3年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和2年4月1日から令和4年3月31日までの間に取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和4年法律第1号）第1条の規定による改正前の地方税法附則第15条第2項に規定する施設又は設備に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

市長の専決処分事項の承認について

栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

令和4年5月17日提出

栃木市長 大川 秀子

栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定に関する専
決処分書

栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法
(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定により別紙のとおり専
決処分する。

令和4年3月31日

栃木市長 大川 秀子

栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年3月31日

栃木市長 大川 秀子

栃木市条例第18号

栃木市都市計画税条例の一部を改正する条例

栃木市都市計画税条例（平成22年栃木市条例第65号）の一部を次のように改正する。

附則第5項（見出しを含む。）中「附則第15条第16項」を「附則第15条第15項」に改める。

附則第6項（見出しを含む。）中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改める。

附則第7項（見出しを含む。）中「附則第15条第35項」を「附則第15条第34項」に改める。

附則第8項（見出しを含む。）中「附則第15条第42項」を「附則第15条第39項」に改める。

附則第20項を附則第21項とする。

附則第19項中「第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」を「第14項から第18項まで、第20項、第21項、第25項、第28項、第32項から第36項まで、第39項、第40項若しくは第44項」に改め、同項を附則第20項とする。

附則第18項中「附則第10項及び第12項」を「附則第11項及び第13項」に、「附則第10項及び第13項」を「附則第11項及び第14項」に、「第13項及び第14項」を「第12項、第14項及び第15項」に、「附則第13項から第15項まで」を「附則第14項から第16項まで」に、「附則第15項の「農地」を「附則第16項の「農地」に、「附則第15項

の「前年度分の」を「同項の「前年度分の」に、「附則第16項」を「附則第17項」に改め、同項を附則第19項とする。

附則第17項中「附則第15項」を「附則第16項」に改め、同項を附則第18項とする。

附則第16項を附則第17項とし、附則第15項を附則第16項とする。

附則第14項中「附則第10項」を「附則第11項」に改め、同項を附則第15項とする。

附則第13項中「附則第10項」を「附則第11項」に改め、同項を附則第14項とする。

附則第12項中「附則第10項」を「附則第11項」に改め、同項を附則第13項とする。

附則第11項を附則第12項とする。

附則第10項中「100分の5」の次に「（商業地等に係る令和4年度分の都市計画税にあつては、100分の2.5）」を加え、同項を附則第11項とする。

附則第9項を附則第10項とし、附則第8項の次に次の1項を加える。

（法附則第15条第44項の条例で定める割合）

9 法附則第15条第44項に規定する条例で定める割合は、4分の3とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の栃木市都市計画税条例の規定は、令和4年度以

後の年度分の都市計画税について適用し、令和3年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

次の者を本市教育委員会委員に任命することについて、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和4年5月17日提出

栃木市長 大川 秀子

住 所 栃木市菌部町4丁目8番70号

氏 名 後藤 正人

生年月日 昭和22年9月19日

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を本市固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

令和4年5月17日提出

栃木市長 大川 秀子

住 所 栃木市片柳町4丁目1番20号

氏 名 諏訪 晃

生年月日 昭和19年1月3日

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を本市固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

令和4年5月17日提出

栃木市長 大川 秀子

住 所 栃木市大平町西野田2016番地6

氏 名 高際 悦子

生年月日 昭和39年11月21日

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を本市固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

令和4年5月17日提出

栃木市長 大川 秀子

住 所 栃木市藤岡町赤麻718番地

氏 名 高際 誠一

生年月日 昭和28年8月14日

固定資産評価審査委員会委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を本市固定資産評価審査委員会委員に選任することについて、地方税法（昭和25年法律第226号）第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

令和4年5月17日提出

栃木市長 大川 秀子

住 所 栃木市都賀町家中4347番地

氏 名 松島 誠

生年月日 昭和38年3月30日

公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を本市公平委員会委員に選任することについて、地方公務員法（昭和 2 5 年法律第 2 6 1 号）第 9 条の 2 第 2 項の規定により議会の同意を求める。

令和 4 年 5 月 1 7 日提出

栃木市長 大 川 秀 子

住 所 宇都宮市花房 2 丁目 4 番 5 号

氏 名 渋川 孝夫

生年月日 昭和 2 5 年 5 月 1 6 日

公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を本市公平委員会委員に選任することについて、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。

令和4年5月17日提出

栃木市長 大川 秀子

住 所 栃木市都賀町合戦場705番地

氏 名 佐山 隆

生年月日 昭和29年10月24日

公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を本市公平委員会委員に選任することについて、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第9条の2第2項の規定により議会の同意を求める。

令和4年5月17日提出

栃木市長 大川 秀子

住 所 栃木市岩舟町静1963番地2

氏 名 高岩 初枝

生年月日 昭和28年2月4日

監査委員の選任につき同意を求めることについて

次の者を本市監査委員に選任することについて、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 4 年 5 月 17 日提出

栃木市長 大川 秀子

住 所 栃木市藤岡町甲 278 番地 6

氏 名 福地 武司

生年月日 昭和 32 年 5 月 3 日

栃木市民憲章

栃木市は、豊かな自然に恵まれ、栃木県名発祥の地として、歴史と文化が息づくまちです。

わたしたちは、この美しいふるさとに誇りと愛着をもち、誰もが住みよい平和で豊かな未来をつくるため、この憲章を定め行動します。

- 1 笑顔であいさつを交わし、相手を思いやります
- 1 自然と伝統を大切にし、美しい環境をつくります
- 1 交通安全や防災を心がけ、互いに助け合います
- 1 健やかなからだをつくり、生きがいをもって働きます
- 1 広い視野で多くを学び、まちづくりに参加します

令和2年10月10日

栃木県栃木市

